

見附市病院事業使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和6年6月20日

見附市長 稲 田 亮

見附市規則第10号

見附市病院事業使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

見附市病院事業使用料及び手数料条例施行規則（平成4年見附市規則第18号）
の一部を次のように改正する。

別表第2中「1，668」を「1，728」に、「377」を「437」に改め
る。

附 則

この規則は、令和6年8月1日から施行する。